

意見書案第 9 号

B S E 全頭検査の実施に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木	信雄
賛成者	〃	望月	良典

長沼町議会議長 駒谷広栄様

## BSE全頭検査の実施に関する意見書

厚生労働省は、各都道府県が自主的に実施する「20ヶ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る費用を、平成17年8月から3ヶ年を期限として、国費により補助されており、現在に至るまで、全都道府県等でBSE全頭検査が実施されているところです。

この間、20ヶ月齢以下のと畜牛を含めたBSE全頭検査は、SRMの除去等と併せ、食肉の安全・安心を確保するために、重要な役割を果たしておりますが、BSEの発生原因については、未だ解明されておらず、20ヶ月齢以下の牛でBSEが発生しないという確証がないなど、消費者のBSEに対する不安は依然として払拭されていない状況にあります。

こうした中で、厚生労働省は、「20ヶ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る国庫補助については、当初の予定どおり、20年7月末日をもって打ち切るとの方針を出したところです。

さらに、各都道府県のBSE検査に齟齬が生じることで、消費の不安と生産・流通の現場において混乱が生じるおそれがあることを理由に、20年7月末日をもって「20ヶ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」を一斉に終了するよう、厚生労働省から各都道府県知事等に対して文章通知を行ったとの新聞報道がなされております。

BSEの発生原因が究明されておらず、また、消費者のBSEに対する不安が完全に払拭されていない中であっては、今回の方針決定及び文章通知は、かえって消費者の不信・不安を高めるとともに、地方自治体が行う食の安全・安心を確保するための地道な取組みを阻害するものであり、甚だ遺憾であります。

つきましては、次の事項について、強く要望します。

### 記

- 1 国はBSE全頭検査が継続されるよう、20ヶ月齢以下のBSE検査に対する補助を継続し、都道府県毎に齟齬が生じないようにすること。

- 2 国は、食の安全・安心の確保に向けて、引き続き、B S Eの原因究明等に努めること。
- 3 国は、地方自治体等が行う食の安全・安心を確保するための取組みを阻害することのないよう、各都道府県に対して行った通知について撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣 各 通  
農 林 水 産 大 臣